

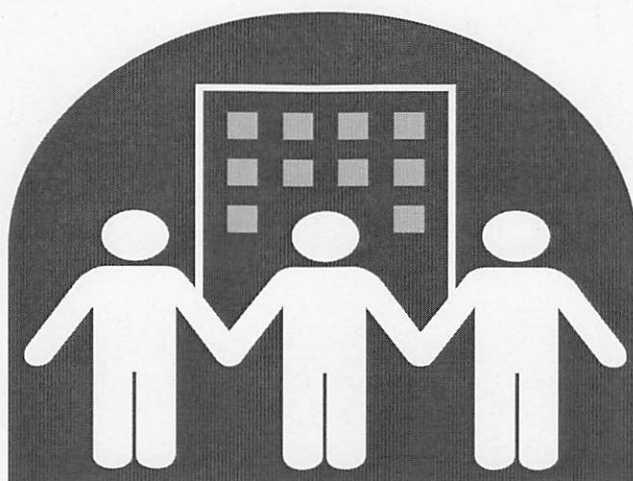
重 要

貸与が完了する
まで大切に保管
してください。

令和4年度（2022年度） 熊本県育英資金

奨学生募集のしおり

（修学貸与）



<育英資金を希望するみなさんへ>

熊本県では、向学心に富む生徒を対象として、熊本県育英資金（修学貸与）の育英奨学生を募集します。

育英資金は、あなた自身に貸与するもので、借りた育英資金は卒業後にあなた自身が返還することになります。返還金は再び後輩の育英資金として貸与することになっています。

育英資金を希望する方は、育英資金の申請資格・返還方法等を十分理解したうえで申し込んでください。

令和4年度（2022年度） 熊本県育英奨学生募集の概要

熊本県育英資金（修学貸与）																		
対象者	<p>次の各号のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。</p> <p>(2) 勉学に意欲があると認められること。</p> <p>(3) 学資の支弁が困難であると認められること。</p> <p>(4) 貸与した育英資金の返還が確実であると認められること。</p>																	
貸与月額 (選択制)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>自宅</th> <th>自宅外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国公立</td> <td>18,000円</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>13,000円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>8,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立</td> <td>30,000円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>20,000円</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	自宅	自宅外	国公立	18,000円	23,000円	13,000円	18,000円	8,000円	13,000円	私立	30,000円	35,000円	20,000円	25,000円	10,000円	15,000円
区分	自宅	自宅外																
国公立	18,000円	23,000円																
	13,000円	18,000円																
	8,000円	13,000円																
私立	30,000円	35,000円																
	20,000円	25,000円																
	10,000円	15,000円																
貸与期間	<p>在学する学校の正規の修業年限</p> <p>(高等学校全日制の場合3年間、定時制・通信制の場合4年間)</p>																	
保証人	連帯保証人 1人（生計の主たる維持者：親権者（法定代理人））																	
利子	無利子																	
返還期間	貸与期間の3倍以内（3年間貸与を受けた場合は9年間で返済）																	
返還方法	月賦、年賦、半年賦、月賦/半年賦併用、一括																	
申請期限	<p>申請者から学校への提出期限：学校の指定する日</p> <p>学校から県への提出期限：令和4年（2022年）6月17日（金）</p>																	
選考	選考委員会に諮り、家計状況を基に採用を決定します。																	
採用決定	令和4年（2022年）8月下旬予定																	
その他	就学支援金や奨学のための給付金と一緒に利用することができます。																	

I 熊本県育英資金（修学貸与）募集内容

1 育英資金の目的

熊本県は、向学心に富む学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し、学資を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、奨学金制度を設けています。

熊本県から学資の貸与を受ける学生・生徒を「育英奨学生」といい、貸与される学資を「育英資金」といいます。育英奨学生は、育英資金の貸与を希望する人の中から選考のうえ決定されます。

育英資金は卒業後に返還しなければなりません。その返還金は後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。

2 育英奨学生の心得

育英奨学生は、県の定める熊本県育英資金貸与基金条例及び熊本県教育委員会の定める熊本県育英資金貸与規則を守り、学校の指導に従うとともに、育英奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

したがって、勉学の意欲がない、学校内外の規律を乱すなど、育英奨学生として適当でないと認められたときは、育英資金の貸与を取り消すことがあります。

3 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者としします。

- (1) 申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）が熊本県内に居住していること。

なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。

- (2) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・高等専門学校・専修学校に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。

- (3) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。

イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。

ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。

- (4) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。

- (5) 貸与した育英資金の返還が確実に認められること。

【世帯全員の所得の目安】

居住地	4人世帯	5人世帯
熊本市	481万円	531万円
荒尾市	461万円	510万円
その他	422万円	466万円

※基準額は、世帯員の年齢、家族構成、居住地によって異なりますので、上記金額はあくまで目安の金額となります。

【生活保護受給世帯について】

生活保護を受給されている世帯については、高校就学に必要な保護費が福祉事務所から給付されますので、申請を行うにあたっては事前に福祉事務所（ケースワーカー）と相談してください。

なお、相談なく育英資金の貸与を受けた場合には、福祉事務所が収入と認定し、保護費が減額されて給付される場合などがあります。

4 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分に考慮のうえ選択してください。

区 分			金 額
高等学校 中等教育学校（後期課程）	国公立	自 宅	18,000円、13,000円、8,000円
		自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
高等専門学校 専修学校	私 立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円
		自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

5 貸与期間

在籍する学校の正規の修業年限の終期までとします。

高等学校	3～5年間（課程等により異なります。）
中等教育学校（後期課程）	3年間（課程等により異なります。）
高等専門学校	5年間（課程等により異なります。）
専修学校	1～4年間（課程等により異なります。）

6 貸与方法

- (1) 育英資金は、無利子です。
- (2) 熊本県指定金融機関（肥後銀行）の育英奨学生本人名義の普通預金口座への振込みにより貸与します。口座がない場合は新たに開設してください。
- (3) 振込は、下記「貸与スケジュール」のとおり行います。
- (4) 各月の貸与については、各自通帳により確認してください。

【貸与スケジュール】

採用年度	対象月	貸与時期
1年目	初回振込（4月～9月）	9月30日
	10月～2月	毎月21日
	3月	3月10日
2年目以降	4月	<u>振込なし</u>
	年度当初振込（4月～5月）	5月21日
	6月～2月	毎月21日
	3月	3月10日

※振込日が土日祝日にあたる場合は、直前の金融機関営業日が振込日となります。

例：10月21日（日）の場合 → 10月19日（金）が振込日

※2年目以降、毎年4月は奨学生の在籍確認を行うため、育英資金の振込はありません。

7 保証人

連帯保証人 1人（生計の主たる維持者：親権者（法定代理人））

ただし、生計の主たる維持者が未成年の場合は、その人に代わる独立した生計を営む成年者。

【連帯保証人について】

当県の育英資金債務に関し滞納が発生している場合には、当該債務に係る連帯保証人又は保証人が新たに別の奨学生（兄弟姉妹等）の連帯保証人等になることはできません。

また、連帯保証人が死亡された場合、連帯保証債務は財産として相続されます。

8 返還方法

(1) 返還の義務

育英資金は貸与されるものであり、その返還金が再び原資となりますので、貸与終了後、規則に従い、下記のとおり返還しなければなりません。

返還期間	<ul style="list-style-type: none"> 貸与を受けた月数の3倍の期間 (例：3年間貸与を受けた場合は、9年かけて返還)
返還開始	<ul style="list-style-type: none"> 貸与終了後、6ヶ月を経過した日の翌月から開始 (例：3月に卒業し、貸与終了した場合、10月下旬から返還開始)
返還方法	<ul style="list-style-type: none"> 口座引落とし又は納付書 <ul style="list-style-type: none"> ①月賦 毎月返還 ②年賦 年1回 毎年10月返還 ③半年賦 年2回 毎年4月と10月返還 ④月賦／半年賦併用 毎月返還、6月と12月に加算 ⑤その他 一括返還等
返還を延滞した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> 貸与を受けた本人が返還を延滞した場合は、直ちに連帯保証人に返還を請求します。 返還を延滞したときは、返還の日までの日数に応じ、返還すべき割賦金額に対して年3%の割合で計算した金額の延滞利息が生じます。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">熊本県では奨学生の公平性確保と制度維持のために、裁判所の 手続きを経て、延滞された返還金の回収を行っています。 返還期限は必ず守ってください。</p> </div>

(2) 返還の猶予

貸与終了後、大学又はこれに準ずる学校に進学したとき、災害を受けたとき、病気で長期療養の必要があるとき、その他やむを得ない理由により返還が困難となったときは、本人の申請によりその状況を審査のうえ、一定期間返還を猶予することができます。

(3) 返還の免除

育英奨学生が死亡したとき、障がいにより労働能力を喪失したときは、申請により返還額の全部又は一部を免除することがありますので、詳しくは高校教育課までお問合せください。

【主な返還計画（貸与期間：3年（36月）、返還方法：月賦）】

区分		貸与月額	貸与総額	返還回数	返還額	
					初回	以降
国公立	自宅	18,000円	648,000円	108回（9年）	6,000円	6,000円
	自宅外	23,000円	828,000円	108回（9年）	7,738円	7,666円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	108回（9年）	10,000円	10,000円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	108回（9年）	11,738円	11,666円

Ⅱ 育英奨学生申請手続き

1 提出期限

申請に関する手続きは、在学する学校をとおして行います。

申請書類は、在学する学校が指定する期日までに提出してください。

区 分	提出期限（期間）
申請者から学校	令和4年（2022年）6月1日（水）～学校の指定する日
学校から高校教育課	令和4年（2022年）6月17日（金）【必着】

※申請に関するお問い合わせは、在学する学校の奨学金担当窓口にお願いします。

2 提出書類

提出書類	説 明
1 育英奨学生申請書 （別記第2号様式）	育英奨学生申請書（以下「申請書」という。）は、8ページ～10ページの記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を正確に記入してください。
2 育英奨学生推薦書 （別記第4号様式）	在学する学校長の職印を受けて提出してください。
3 保証書 （別記第5号様式）	本書に記入された方が連帯保証人となります。 申請書に記載の生計の主たる維持者と同一の方を記入してください。 ※3ページ「7 保証人」を参照してください。
4 住民票（コピー不可）	個人番号の記載がない同一生計の者全員の住民票（発効日から3ヶ月以内）を提出してください。同居・別居に関わらず生計を一にする世帯（本人を含む。）全員について提出が必要です。 ※ 個票は不可
5 所得が確認できる書類 【所得証明書について】 ※毎年6月頃から発行可 ※発行時期は各市町村役場へお尋ねください。	同一生計の者のうち、令和4年（2022年）4月1日現在の年齢が16歳以上の者全員の令和4年度（2022年度）所得証明書（令和3年（2021年）分）（コピー不可）を提出してください。 ※大学生、高校生及び無職無収入の方も提出が必要。 ※源泉徴収票及び確定申告書は不可。 また、申請時において、次表「所得に関する証明について」の区分に該当する者は上記所得証明書に加えて該当する証明書類を提出してください。

提出書類	説明
6 その他基準額の算定に必要な書類	<p>【賃貸借住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等の金額が証明できるもの (契約書の写し、家賃の領収書の写しなど) <p>【同一世帯で障がいのある方がおられる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の写し 1級～3級 ・療育手帳の写し A1～B2 ・精神障害保健福祉手帳の写し 1、2級 <p>※上記手帳の写し以外は認められません。</p>
7 調査等同意書	<p>育英資金の貸与、返還の実施に関して調査や照会が必要な場合、当該同意書の写しを付けて関係の官公庁等に調査や照会を行うためのものです。</p>

【所得に関する証明について】

申請時において、次の区分に該当する者は、該当する証明書類を提出してください。

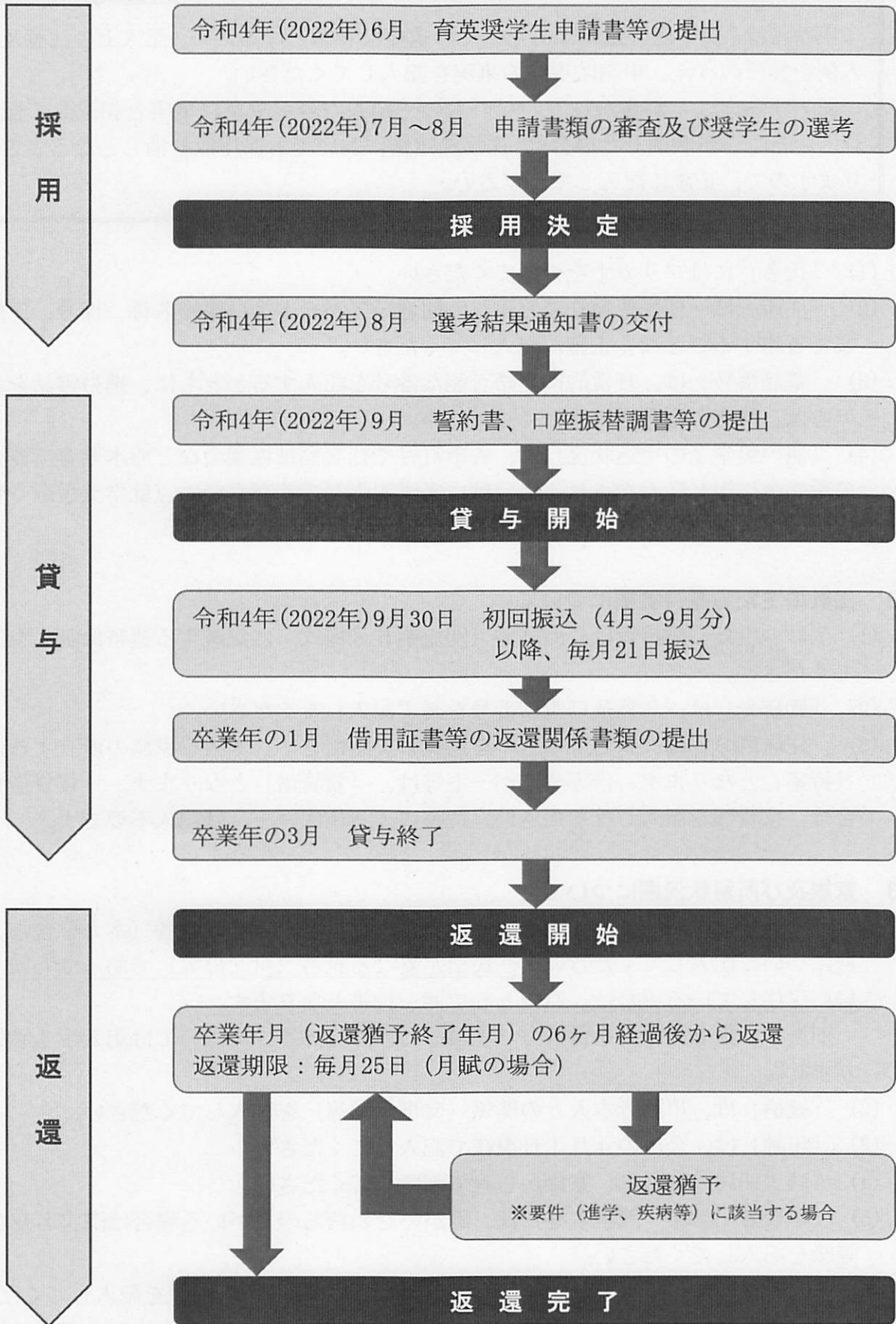
区分	証明書類
失職	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・離職票（コピー）または退職証明書（原本）
減収	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・年収見込証明書（原本）または給与明細票（コピー） ※直近3ヶ月分
生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・保護証明書（原本）※福祉事務所発行
罹災	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・罹災証明書（原本）※市町村発行
長期療養 (6ヶ月以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・医療費領収書等（コピー）※直近3ヶ月分

3 選考及び採否決定の通知

- (1) 県教育委員会では、育英奨学生候補者選考委員会に諮り、家計状況を基に採用を決定します。
- (2) 選考結果の通知は、8月下旬を予定しています。
- (3) 選考の結果は、学校長を通じて本人に通知しますので、県教育委員会への直接のお問い合わせは御遠慮ください。

予算の範囲内で採用決定を行いますので、申請された方全員が採用されるものではありません。

熊本県育英奨学生申請から返還完了までの流れ（図解）



＜育英奨学生申請書の記入上の注意点＞

申請書は、奨学生の選考にあたっての重要な書類となるため、記入上の注意及び記入例を参照のうえ、申請時現在の事実を記入してください。

記入すべきことが書かれていないものや記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合は、採用決定後においても採用取り消しとなることがありますので、正確に記入してください。

1 申請者欄について

- (1) 「氏名」にはフリガナをつけてください。
- (2) 「住所」は、住民票通りに記入し、団地・アパート等は建物名称、棟号、部屋番号まで省略することなく正確に記入してください。
- (3) 「電話番号」は、日常的に連絡可能な番号を記入するとともに、携帯電話をお持ちの方は、両方の番号を記入してください。
- (4) 「他の奨学金の申込状況」は、各市町村や社会福祉協議会など熊本県育英資金以外の奨学金に申し込みをされる場合は、必ず記入してください。（就学支援金や奨学のための給付金については記入不要です。）

2 生計の主たる維持者欄について

- (1) 生計の主たる維持者は、保証書（別記第5号様式）に記載する連帯保証人を記入してください。
- (2) 「勤務先」は、名称及び電話番号を必ず記入してください。
- (3) 「住居区分」は、該当するものを選択してください。本人や家族の所有する住居は「持家」となります。借家やアパート等は、「賃貸借」となります。「賃貸借」の場合は、家賃額を記入してください。持家による住宅ローンは記入不要です。

3 家族及び所得状況欄について

- (1) 「家族」には、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする者（本人を含む。）全員について記入してください。住民票が異なる世帯（祖父母等）であっても同一の住居に居住している場合は、原則として同一世帯となります。
別居し、独立の生計を営む方（就職している兄弟等）については記入する必要はありません。
- (2) 「続柄」は、申請者本人との関係（父母兄弟等）を記入してください。
- (3) 「年齢」は、今年の4月1日現在で記入してください。
- (4) 「同居別居の別」は、家族からみて判断してください。
- (5) 「学校名・学年・障害名等」は、障がいをお持ちの方がいる場合は障害名及びその等級を記入してください。
- (6) 「所得額」は、所得（課税）証明書に記載された合計所得金額を記入してください。なお、所得金額がマイナスの場合は「0円」となります。他の家族との所得の相殺はできません。

記入例

別記第2号様式(第6条関係)

区分ごとに3つの金額から選択してください。
2ページ「4 貸与月額」参照。

育英奨学生申請書(修学貸与)																	
申請者	フリガナ	ショウガク ジロウ				住所	〒□□□-□□□□ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇アパート101号										
	氏名	奨学 次郎				電話	***-***-****										
	生年月日	平成〇〇年〇月〇日				通学区分	貸与月額		18,000円								
	在学学校名	<input checked="" type="radio"/> 国公立・私立 熊本県立〇〇 <input type="radio"/> 専修学校・高等専門学校・ <input checked="" type="radio"/> 高等学校 <input type="radio"/> 自宅・ <input type="radio"/> 自宅外				通学区分	貸与月額		3年								
		入学年度	4	学年	1	課程	<input checked="" type="radio"/> 全日 <input type="radio"/> 定時・通信 <input type="radio"/> 学科	普通科	貸与期間	令和4年4月から 令和7年3月まで							
他の奨学金の申込状況	<input checked="" type="radio"/> その他の奨学金(〇〇〇奨学金) <input type="radio"/> 他の奨学金は申請していない、又は申請の予定はない。																
生計の持主たる者	フリガナ	ショウガク タロウ				住所	〒□□□-□□□□ 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 〇〇アパート101号										
	氏名	奨学 太郎				電話	***-***-****										
	勤務先	(株)育英商事 電話 ***-***-****				携帯電話	***-***-****										
家族及び所得状況(本人を含む)	続柄	氏名 生年月日(今年4/1現在の年齢)				同居別居の別	学校名・学年・障害名等				所得額 円						
	父	奨学 太郎 昭和〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居					2	0	0	0	0	0	0
	母	奨学 花子 昭和〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居					3	0	0	0	0	0	0
	姉	奨学 公子 平成〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	〇〇大学〇年				5	0	0	0	0	0	0
	本人	奨学 次郎 平成〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	熊本県立 〇〇高校〇年										
	妹	奨学 良子 平成〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	熊本市立〇〇 小学校〇年										
	祖母	奨学 和子 昭和〇〇年〇月〇日(〇才)				<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	身体障害者手帳〇級				8	0	0	0	0	0	0
						<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居					9	5	0	0	0	0	0
						<input type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居											
	所得額の合計										3	1	5	0	0	0	0
備考	上記 それぞれが自署により記入してください。 よう申請します。 〇〇〇〇年〇月〇日 熊本県教育委員会 様 本人氏名 奨学 次郎 生計の主たる 奨学 太郎 維持者氏名																

記入例

別記第4号様式(第6条関係)

育英奨学生推薦書

本人の自署により記入してください。

育英奨学生申請者
住所 ○○市○○町○丁目○番○号
○○アパート101号
氏名 奨学次郎

上記の者は、勉学に意欲があり、熊本県育英奨学生として適当と認めますので推薦します。

年 月 日

※この枠内は、在学する学校において使用

熊本県教育委員会 様

しますので、記入しないでください。

学 校 名

学(校)長名

職印

記入例

別記第5号様式(第6条関係)

保証書

本人の自署により記入してください。

育英奨学生申請者
住所 ○○市○○町○丁目○番○号
○○アパート101号
氏名 **奨学次郎**

上記の者が、このたび熊本県育英資金貸与基金条例による熊本県育英資金の貸与を申請します。

つきましては、育英奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。

また、貸与金の返還については保証人としての義務を履行します。

○○○○ 年 ○ 月 ○ 日

熊本県教育委員会 様

連帯保証人の自署により記入してください。

連帯保証人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ	〒□□□-□□□□ TEL ***-***-**** ○○シ○○マチ○チョウメ○バン○ゴウ ○○アパート101ゴウ
	住所	○○市○○町○丁目○番○号 ○○アパート101号
	フリガナ	ショウガク タロウ
	氏名	奨学 太郎

記入例

調査等同意書

熊本県育英資金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、居所、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお、本同意書は同意書作成日以降熊本県育英資金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効の旨、併せて同意します。

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

熊本県教育委員会 様

申請者本人、連帯保証人それぞれ自署により記入してください。

申請者本人 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇アパート101号

氏名 奨学次郎

連帯保証人 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇アパート101号

氏名 奨学太郎

Ⅲ 熊本県育英資金（緊急貸与）募集内容

1 制度の概要

申請者と生計を共にしている家族で、その生計を主に維持している者（以下「生計の主たる維持者」という。）の失職、破産、病気、死亡または災害等による家計急変のため、緊急に育英資金の貸与が必要となった場合は、随時申請することができます。

2 申請の資格

申請の資格は、次の各項のすべてに該当する者としてします。

- (1) 生計の主たる維持者の解雇、病気又は風水害等により家計急変し、その事由が発生した時から1年以内であること。
- (2) 生計の主たる維持者が熊本県内に居住していること。
 なお、生計の主たる維持者が単身赴任等により県外居住であっても、同一世帯として認めることが適当であるときは、この限りではありません。
- (3) 学校教育法による高等学校・中等教育学校（後期課程）・専修学校（高等課程）に在籍する生徒であって、育英資金の貸与が必要であると認められること。
- (4) 各世帯の家計状況が、次のアからウのいずれかに該当すること。
 - ア 申請者の属する世帯が生活保護法に基づく保護を受けている場合。
 - イ 申請者の属する世帯で収入のある者全員が、地方税法の規定により市町村民税が非課税又は減免になっている場合。
 - ウ 申請者の属する世帯の所得合計が、生活保護法における基準額の2倍以下の場合。
- (5) 地方公共団体、公益法人、学校法人等から現に学資の貸与を受けていないこと。
- (6) 貸与した育英資金の返還が確実に認められること。

3 貸与月額

貸与月額は、表のとおり区分ごとに3つの金額から選択できます。

区 分		金 額	
高等学校 中等教育学校（後期課程） 専修学校（高等課程）	国公立	自 宅	18,000円、13,000円、8,000円
		自宅外	23,000円、18,000円、13,000円
	私 立	自 宅	30,000円、20,000円、10,000円
		自宅外	35,000円、25,000円、15,000円

4 貸与期間

- (1) 貸与開始月は、申請日の属する月からとします。
- (2) 貸与期間は、原則として上記貸与開始月から採用年度の年度末までとします。
 ただし、その年度末において家計急変の事由発生後1年以内の者については、「緊急貸与継続願」の提出により、翌年度末まで貸与を延長することができます。

5 募集期間

年間を通じて随時。

6 提出書類

- (1) 育英奨学生申請書（緊急貸与）（別記第3号様式）
- (2) 育英奨学生推薦書（別記第4号様式）
- (3) 保証書（別記第5号様式）
- (4) 住民票
- (5) 所得が確認できる書類
- (6) その他基準額の算定に必要な書類
- (7) 調査等同意書
- (8) 緊急貸与申立書
- (9) 家計急変等の事由を証明する書類

※各提出書類の留意事項等は、修学貸与における提出書類を準用してください。

7 家計急変等の対象事由について

事 由	内 容	証明書類（参考）
災害等	火災、風水害、震災等の災害により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・罹災証明書または新聞記事など被災したことが分かるもの
失職等	生計の主たる維持者が解雇され、または再就職したが収入が著しく減少した場合 ※自己都合による退職は除く。	・離職票 ・退職証明書 ・給与明細票（転職の場合）
死 亡	生計の主たる維持者の死亡により収入が著しく減少した場合	・死亡診断書 ・住民票除票
離 別	生計の主たる維持者の離別により収入が著しく減少した場合	・戸籍事項全部証明書
破 産	生計の主たる維持者が事業等失敗により破産した場合 ※個人的な借用によるものは除く。	・破産申立書
病 気	生計の主たる維持者の入院等により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・診断書 ・医療費の領収書等
その他	事故、倒産等の事由により、世帯の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合	・内容を証明する公的機関が発行する書類の写し

8 選考基準

修学貸与の家計基準内にあり、かつ、家計急変等により修学が困難であり、緊急に育英資金の貸与が必要であると認められること。